

令和5年(ワ)第977号 除籍処分無効確認等請求事件

原 告 東郷ゆう子こと角本裕子

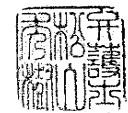
被 告 日本共産党中央委員会 外3名

2024年1月22日

神戸地方裁判 第4民事部 合議係 御中

被告味口俊之訴訟代理人

訴訟代理人 弁護士 松山秀樹



同 弁護士 白子雅人



被告味口俊之 準備書面(2)

「原告第2準備書面」について

原告第2準備書面での主張内容は、被告味口への請求との関係では詳細な認否反論は不要であるから、必要な点に限り認否する。

第1 原告第2準備書面「第一 序論」について

1 「一」について(1頁)

認否の限りでない。

2 「二」について(同)

争う。

第2 同「第二 部分社会論の（略）」について

1 「一，二」（2頁以下）について

認否の限りでない。

2 「三」（4頁から8頁）について

争う。

3 同「四」（8頁から12頁）について

原告主張の判決の存在は認め，その評価は争う。

第3 同「第三 本件除籍処分の（略）」について

1 「一」（12頁から14頁）について

「1から6」に関しては認否の限りでない。「7，8，9」については争う。

2 「二」（14頁）について

「1，2」については認否の限りでない。「3」については争う。

3 「三1」（15頁）について

否認ないし争う。

4 「三2(1)」（同）について

原告が灘民主商工会から解雇されたこと，神戸地方裁判所令和5年（ワ）第1521号事件が係争中であることは認め，その余は否認ないし争う。

5 「三2(2)(3)」（同）について

否認ないし争う。

6 「三3(1)」（15頁から16頁）について

公安調査庁が，不当にも，日本共産党を調査対象団体として，原告摘示のよ
うな「公表」をしていること自体は認める。

ただし，現在に至るも，同庁が，公安審査委員会に規制の請求をしたことは
ただの一度もない。

7 「三 3 (2)」 (16頁) について

認否の限りでない。

8 「三 3 (3)」 (同) について

「いざれにせよ、新左翼、過激派を生んだ原因…」以下は全て否認し争う。

その余は認否の限りで無い。

9 「三 4 (1) から (7)」 (16頁から17頁) について

争う。

10 「三 4 (8)」 (17頁) について

否認する。

11 「四 1」 (18頁から19頁) について

認める。

12 「四 2 から 4」 (19頁) について

否認する。

13 「四 5」 (19頁から20頁) について

否認ないし争う。

14 「四 6, 7」 (20頁) について

否認ないし争う。

15 「四 8」 (同) について

認否の限りでない。

16 「四 9」 (同) について

「日共（略）の行為は、明らかに法の正義に反する」との主張は争い、その余は認否の限りでない。

17 「五 1 から 4」 (20頁から21頁) について

認否の限りでない。

18 「五 5」 (21頁) について

否認する。

19 「六1」（同）について

一般論としては認める。議員に立候補する権利等は、原告も含め被選挙権のある国民に等しく認められているものである。

しかし、「日本共産党の公認候補者として立候補する権利」などが、原告の一般市民法上の権利として認められることを意味するものではない。

20 「六2, 3」（同）について

否認ないし争う。

21 「六4, 5」（21頁から22頁）について

認否の限りでない。

22 「六6, 7」（22頁）について

否認ないし争う。

被告日本共産党兵庫県委員会、同東灘・灘・中央地区委員会提出の準備書面

(1) 第4で詳述したところを援用する。

23 「七」（22頁から23頁）について

争う。

以 上